

感対第 76-2 号  
令和 5 (2023) 年 4 月 28 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項の周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日からは5類感染症に変更となることが正式に決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が5月8日に廃止されることになりました。これに伴い、イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組も廃止となりますので、廃止に当たっての留意事項につき、国から添付のとおり通知がありました。

つきましては、貴団体員等に対し、周知してまいりますようお願いいたします。

これまで各種感染対策に御協力いただいた関係団体をはじめ、事業者の皆様に、改めて感謝を申し上げますとともに、引き続き、自主的な感染対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

【5月7日までの連絡先】

栃木県新型コロナウイルス生活相談センター  
TEL 0570-666-983

【5月8日以降の連絡先】

新型コロナ総合相談コールセンター  
TEL 0570-550-096